

紀北町建設工事発注標準

(令和8年6月1日適用)

1 発注基準

建設工事の発注基準は、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値（P）（以下、「経営事項評価点数」という。）により、土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、水道工事の7業種について別表に基づき町内に本店（登記）を有する者に対し入札参加業者を選定するものとします。

- ① 経営事項評価点数は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの審査基準日（当該業者の決算日）の経営事項審査総合評定値を適用します。なお、許可行政庁に総合評定値Pを申請していない者にあつては、経営事項評価点数を1点として計上することができるものとします。
- ② 総合点は、経営事項評価点数とします。
- ③ ランクへの格付けは、総合点、年平均完成工事高、技術者数のすべての条件を満たしていなくてはなりません。
- ④ 新たに町内に本店（登記）を設置した業者のランクの格付については次年度の紀北町建設工事発注標準の最低ランクからとし、上位に上がる場合については1ランクずつとします。

2 特例

次に該当する場合にあつては、上記の発注基準を踏まえつつそれぞれに定めるところによることができるものとします。

- (1) 次に該当する場合にあつては、当該発注区分の上位区分の業者を選定することができるものとします。
 - ① 災害復旧工事を施工するとき。
 - ② 橋梁工事、法面工事等で特別な技術を必要とするとき。
 - ③ 発注済の大規模工事に密接な関連のある規模の小さな工事について、当該大規模工事を施工中の上位業者を選定する必要があるとき。
 - ④ RC造、鉄骨造等の非木造建物（建築工事）における改修工事等で、より高度な管理を要するとき。
 - ⑤ 当該工事に、より高度な技術及び管理を必要とするとき。
 - ⑥ その他小規模修繕工事等、上記に準ずる特別の理由があるとき。

(2) 次に該当する場合にあっては、別表によらないで業者を選定することができるものとします。

- ① 当該工事に高度な技術及び管理を必要とするとき。
- ② 当該工事の内容が特許権又はこれに類する特別の権利を有するとき。
- ③ その他特に必要があると認められるとき。

(3) 維持修繕等の維持管理工事で緊急性を要する場合は、この発注標準によらないことができることとします。

附則

- 1 この標準は、令和8年6月1日から適用する。ただし、令和8年5月31日までについては、従前の紀北町建設工事発注標準のとおりとします。
- 2 ランクの格付けは、経営事項審査結果をもとに、毎年度紀北町競争入札審査会に諮り審議するものとします。ただし、必要な場合は、紀北町競争入札審査会に諮り見直すことができるものとします。
- 3 この標準に変更が生じた場合には、その都度紀北町競争入札審査会に諮り審議するものとします。